

個人情報取扱事務登録簿

事務の区分	<input type="checkbox"/> 全庁共通		<input type="checkbox"/> 出先機関共通		<input type="checkbox"/> 固有	
所管する組織の名称	登録		登録年月日	年 月 日		
	保有		開始年月日	年 月 日		
事務の名称						
利用目的						
対象者の範囲						
項目 (※)は要配慮個人情報	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	資産・収入	<input type="checkbox"/> 資産状況
		<input type="checkbox"/> 氏名		<input type="checkbox"/> 学業・学歴		<input type="checkbox"/> 収入状況
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 納税状況	<input type="checkbox"/> 公的扶助
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 犯罪歴(※)	<input type="checkbox"/> 犯罪被害歴(※)	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/> 国籍・本籍					
	<input type="checkbox"/> 人種(※)					
	<input type="checkbox"/> 社会的身分(※)					
	<input type="checkbox"/>					
		<input type="checkbox"/> 身体状況	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況	信条	<input type="checkbox"/> 思想・信条(※)
		<input type="checkbox"/> 健康状態		<input type="checkbox"/> 親族関係		<input type="checkbox"/> 宗教(※)
		<input type="checkbox"/> 病歴(※)	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> 障害(※)	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>				
		<input type="checkbox"/> 個人番号	その他 <input type="checkbox"/>			
要配慮個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 公共安全 <input type="checkbox"/> 必要かつ不可欠			
取得先	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 本人以外				
	本人以外の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関		<input type="checkbox"/> 民間団体・私人		
		<input type="checkbox"/> 国・県以外の地方公共団体		<input type="checkbox"/> その他()		
		<input type="checkbox"/> 独立行政法人等・地方独立行政法人		<input type="checkbox"/> 実施機関内での利用		
提供の有無及び提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有					
	提供先	<input type="checkbox"/> 他の実施機関		<input type="checkbox"/> 民間団体・私人		
		<input type="checkbox"/> 国・県以外の地方公共団体		<input type="checkbox"/> その他()		
		<input type="checkbox"/> 独立行政法人等・地方独立行政法人				
個人情報電算ファイルの利用の有無及び名称	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (情報機器の結合 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有)					
	名称					
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有					
指定管理者に行わせる事務の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有					
備考						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

保有個人情報の開示を求められた方へ

- 1 提出された保有個人情報開示請求書の受付の日は、 年 月 日です。
- 2 開示等の決定通知は、保有個人情報開示請求書の受付の日の翌日から起算して15日以内に行うことになっています。
- 3 やむを得ない理由により2の期間内に開示等の決定通知を行うことができない場合は、その期間を延長することがあります。この場合には、決定期間を延長する旨を通知します。
- 4 保有個人情報が著しく大量であるため、保有個人情報開示請求書の受付の日の翌日から起算して45日以内にそのすべてについて開示等の決定通知をすることにより事務に著しい支障がある場合には、45日以内に相当の部分について開示等の決定通知をし、残りの保有個人情報については、後日、開示等の決定通知をすることがあります。この場合には、保有個人情報開示請求書の受付の日の翌日から起算して15日以内に、このように取り扱う旨及び延長後の開示等の決定通知の期限を通知します。
- 5 2の期間内（3又は4による開示等の決定通知の期間が延長された場合にあっては、その期限まで）に開示等の決定通知がないときは、開示請求者の方は、保有個人情報を開示しない旨の決定があったものとみなすことができます。
- 6 保有個人情報の開示は、その写しを送付する場合を除き、開示等の決定通知で指定する日時及び場所で行います。
- 7 開示を受ける場合には、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類等（運転免許証、旅券、戸籍謄本、委任状等）を提示し、又は提出してください。
- 8 開示することにより、行政文書の保存に支障が生ずるおそれがある場合等においては、当該行政文書を複写したものにより閲覧、聴取、視聴又は写しの交付を行うことがあります。
- 9 保有個人情報が記録されている行政文書の写しの交付又は送付を受ける方には、裏面記載の料金を負担していただきます。
- 10 開示を受けた保有個人情報については、最初に開示を受けた日の翌日から起算して30日以内に限り、更に開示を受けたい旨を申し出ることができます。この場合には、保有個人情報の更なる開示の申出書の提出が必要です。

受付個人情報窓口名	
電 話 番 号	() 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

1 写しの作成に要する費用

行政文書の種類	写しの種類	費用
文書、図画又は写真	複写機により複写したもの	1枚当たり 白黒 10円 カラー 30円 (日本産業規格A3まで)
		日本産業規格A3の大きさを 超えるものは、業者委託の額
フィルム	マイクロフィルム	1枚当たり 白黒 10円 カラー 30円 (日本産業規格A3まで)
	写真フィルム	印画紙に印画したもの 業者委託の額
電磁的記録	用紙に出力したものを複写機により複 写したもの	1枚当たり 白黒 10円 カラー 30円 (日本産業規格A3まで)
		日本産業規格A3の大きさを 超えるものは、業者委託の額
	録音カセットテープ（120分テープに限 る。）に複写したもの	1巻当たり 90円
	ビデオカセットテープ（VHS方式の 120分テープに限る。）に複写したもの	1巻当たり 160円
	CD-R（700メガバイトまでのもの） に複写したもの	1枚当たり 50円
	DVD-R（4.7ギガバイトのもの） に複写したもの	1枚当たり 60円

注 両面に印刷されたものについては、1ページごとに写しを作成します。

2 写しの送付に要する費用

郵便料金その他の実費額

保有個人情報の訂正を求められた方へ

- 1 提出された保有個人情報訂正請求書の受付の日は、 年 月 日です。
- 2 訂正をするかどうかの決定の通知（以下「訂正等の決定通知」といいます。）は、保有個人情報訂正請求書の受付の日の翌日から起算して30日以内に行うことになっています。
- 3 やむを得ない理由により2の期間内に訂正等の決定通知を行うことができない場合は、保有個人情報訂正請求書の受付の日の翌日から起算して60日以内に限りその期間を延長することがあります。この場合には、決定期間を延長する旨を通知します。
- 4 保有個人情報が著しく大量であるため、保有個人情報訂正請求書の受付の日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて訂正等の決定通知をすることにより事務に著しい支障がある場合には、60日以内に相当の部分について訂正等の決定通知をし、残りの保有個人情報については、後日、訂正等の決定通知をすることがあります。この場合には、保有個人情報訂正請求書の受付の日の翌日から起算して30日以内に、このように取り扱う旨及び延長後の決定通知の期限を通知します。
- 5 保有個人情報の事実認定に長期間を要するなどの事務処理上の理由から、訂正等の決定通知に特に長期間を要する場合には、相当の期間を置いて訂正等の決定通知をすることがあります。この場合には、保有個人情報訂正請求書の受付の日の翌日から起算して30日以内に、このように取り扱う旨及び延長後の決定通知の期限を通知します。
- 6 2の期間内（3、4又は5による決定通知の期間が延長された場合にあつては、その期限まで）に訂正等の決定通知がないときは、訂正を求められた方は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定があつたものとみなすことができます。
- 7 訂正決定により訂正をした場合は、その旨を別途通知します。

受付個人情報窓口名	
電 話 番 号	() 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

保有個人情報の利用停止を求められた方へ

- 1 提出された保有個人情報利用停止請求書の受付の日は、 年 月 日です。
- 2 利用停止をするかどうかの決定の通知（以下「利用停止等の決定通知」といいます。）は、保有個人情報利用停止請求書の受付の日の翌日から起算して30日以内に行うことになっています。
- 3 やむを得ない理由により2の期間内に利用停止等の決定通知を行うことができない場合は、保有個人情報利用停止請求書の受付の日の翌日から起算して60日以内に限りその期間を延長することがあります。この場合には、決定期間を延長する旨を通知します。
- 4 保有個人情報が著しく大量であるため、保有個人情報利用停止請求書の受付の日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて利用停止等の決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、60日以内に相当の部分について利用停止等の決定通知をし、残りの保有個人情報については、後日、利用停止等の決定通知をすることがあります。この場合には、保有個人情報利用停止請求書の受付の日の翌日から起算して30日以内に、このように取り扱う旨及び延長後の決定通知の期限を通知します。
- 5 利用の実態が違法といえるか否かの判断が困難で専門家の意見を聴く必要がある場合など、利用停止等の決定通知に特に長期間を要する場合には、相当の期間を置いて利用停止等の決定通知をすることがあります。この場合には、保有個人情報利用停止請求書の受付の日の翌日から起算して30日以内に、このように取り扱う旨及び延長後の決定通知の期限を通知します。
- 6 2の期間内（3、4又は5による決定通知の期間が延長された場合にあつては、その期限まで）に利用停止等の決定通知がないときは、利用停止を求められた方は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定があったものとみなすことができます。

受付個人情報窓口名	
電 話 番 号	() 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報開示請求却下通知書

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、次の理由により開示請求を却下します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容	
2 却下の理由	
3 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
4 備考	

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第4号様式（第5の3の(4)、第6の3、第7の3関係）

開示・訂正・利用停止請求処理簿

受付日	年 月 日 (来庁・郵送)				整理番号	年度	—		
区分	1 開示請求		2 訂正請求		3 利用停止請求				
請求者	氏名	(未成年者の親権者等・成年後見人・本人の委任による代理人)			電話番号				
	住所	〒							
「開示請求に係る保有個人情報」、 「訂正請求の趣旨及び理由」、 「利用停止請求の趣旨及び理由」									
求める開示の実施の方法		1 閲覧・聴取・視聴		2 写しの交付 (送付希望 有・無)					
処理期限		年 月 日							
第三者への意見書提出の機会との付与	氏名(名称)				電話番号				
	住所(所在地)	〒							
	照会方法	照会日	年 月 日	提出期限	年 月 日				
		数量	1 書面 (文書番号 第 号)		2 口頭 3 電話				
	回答	年 月 日		1 支障有り		2 支障なし			
開示決定した旨の通知	年 月 日 (文書番号 第 号)								
期間延長	通知日	年 月 日 (文書番号 第 号)							
	延長期限	年 月 日 (条例第16条第7項、第20条第5項、又は第35条第5項の特例による期限)							
決定等の状況	決定等の通知	年 月 日 (文書番号 第 号)							
	決定等の内容	1 開示 2 一部開示 3 不開示 (応答拒否・不存在) 4 却下 5 取下げ							
		1 訂正 2 一部訂正 3 不訂正 4 却下 5 取下げ							
		1 利用停止 2 一部利用停止 3 利用不停止 4 却下 5 取下げ							
条例第21条第1項の該当号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
開示の日時及び場所	年 月 日			時 分	開示しない部分を開示することができる期日		年 月 日		
開示の実施	日時・場所・方法	年 月 日 時 分 ~ 時 分 1 閲覧・聴取・視聴 2 写しの交付							
	写しの交付	方法	1 窓口交付 2 送付 (年 月 日発送)						
		数量・費用等	円× 枚= 円		送付料金 円		徴収日	年 月 日	
訂正	訂正の実施の通知	年 月 日 (文書番号 第 号)			訂正日	年 月 日			
担当課 (室・所)									
備考									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

殿

青森県知事



開 示 請 求 事 案 移 送 書

青森県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次の開示請求について、事案を移送します。

1 開示請求があった年月日	年 月 日
2 開示請求者の氏名及び住所	氏 名
	住 所
3 開示請求をされた保有個人情報の名称	
4 移送する理由	
5 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
6 備 考	

注 開示請求書及び関係書類を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



開 示 請 求 事 案 移 送 済 通 知 書

年 月 日付けでなされた保有個人情報の開示請求については、青森県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の名称	
2 移送をした実施機関	
3 移送を受けた実施機関及び担当課（室・所）	電話番号 () 内線
4 移送をした日	年 月 日
5 移送をした理由	
6 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
7 備 考	

注 移送された開示請求に係る開示決定等は、移送を受けた実施機関が行います。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



開示等の決定通知期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、青森県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第6項の規定により、次のとおり開示等の決定通知の期間を延長したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容	
2 開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容	
3 条例第16条第5項の規定による開示等の決定通知の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長後の期限	年 月 日
5 延長の理由	
6 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
7 備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



開示等の決定通知期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、青森県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第7項の規定により、次のとおり開示等の決定通知の期間を延長したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容	
2 開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容	
3 2のうち開示請求があった日から45日以内に決定通知をする部分	
4 条例第16条第7項の規定を適用する理由	
5 残りの保有個人情報についての開示等の決定通知の期限	年 月 日
6 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
7 備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、青森県個人情報保護条例第16条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示することと決定したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容			
2 開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容			
3 開示する保有個人情報の利用目的			
4 保有個人情報の開示の日時及び場所 (注1)	日 時	年 月 日	時 分
	場 所		
5 担当課（室・所）	電話番号	()	内線
6 備 考			

- 注1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課（室・所）へ御連絡ください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、請求者本人であることを証明する書類等（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が開示を受ける際には、2の書類等のほか、法定代理人の場合は法定代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本等）を、本人の委任による代理人の場合は本人の実印を押印した委任状及びその押印した実印に係る印鑑登録証明書を提示し、又は提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、青森県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することと決定したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容			
2 開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容			
3 開示する保有個人情報の利用目的			
4 保有個人情報の開示の日時及び場所 (注1)	日 時	年 月 日	時 分
	場 所		
5 開示しない部分			
6 5の部分を開示しない理由	条例第21条第1項第 号該当 (理由)		
7 5の部分を開示することができる期日及び範囲(注2)	年 月 日 (範囲)		
8 担当課(室・所)	電話番号 () 内線		
9 備 考			

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課(室・所)へ御連絡ください。

2 この欄は、開示しない部分について、将来、開示することができる期日が明らかである場合に記入してありますので、当該部分の開示を望むときは、記載されている期日以降に改めて開示請求をしてください。

3 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、請求者本人であることを証明する書類等（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。

4 代理人が開示を受ける際には、3の書類等のほか、法定代理人の場合は法定代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本等）を、本人の委任による代理人の場合は本人の実印を押印した委任状及びその押印した実印に係る印鑑登録証明書等を提示し、又は提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、青森県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第3項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示しないことと決定したので通知します。

1 開示請求をした保有個人情報の内容	
2 開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容	
3 保有個人情報を開示しない理由	条例第21条第1項第 号該当 (理由)
4 開示することができる期日及び範囲 (注)	年 月 日 (範囲)
5 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
6 備考	

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注 この欄は、開示しない保有個人情報について、将来、開示することができる期日が明らかである場合に記入してありますので、当該保有個人情報の開示を望むときは、記載されている期日以降に改めて開示請求をしてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 号
年 月 日

様

課（室・出先機関の）長



保有個人情報の開示に係る意見について（照会）

青森県個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、 年 月 日付で、次のとおり _____ に関する情報が含まれている保有個人情報についての開示請求がありました。

つきましては、当該保有個人情報を開示するかどうかの決定を行うに際し参考としたいので、条例第18条第1項の規定により _____ の意見を求めます。

なお、意見については、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」に記載の上、 年 月 日までに提出して下さるようお願いいたします。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容	
2 1の保有個人情報のうち _____ に関する情報	
3 意見書の提出先	
4 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
5 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 年 月 日 号

様

課（室・出先機関の）長 印

保有個人情報の開示に係る意見について（照会）

青森県個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、 年 月 日付で、次のとおり _____ に関する情報が含まれている保有個人情報についての開示請求がありました。

当該保有個人情報のうち次の3に掲げる情報については、開示する必要があると認められるので、条例第18条第2項の規定により _____ の意見を求めます。

なお、意見については、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」に記載の上、 年 月 日までに提出して下さるようお願いいたします。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容		
2 1の保有個人情報のうち _____ に関する情報		
3 2の情報のうち開示する必要があると認められるもの		
4 条例第18条第2項第1号又は第2号の適用区分及び当該規定を適用する理由	適用区分	条例第18条第2項第 _____ 号に該当する。
5 意見書の提出先		
6 担当課（室・所）	電話番号 ()	内線
7 備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

年 月 日

課（室・出先機関の）長 殿

氏 名 〔法人その他の団体 にあっては、名称〕	
住 所 〔法人その他の団体 にあっては、主た る事務所の所在地〕	郵便番号
連 絡 先	(該当するものを○で囲んでください。 自 宅 勤務先 その他 ----- 電話番号 ()

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日 付 第 号
 口 頭 号 で照会のあった保有個人情報の開示に係る意見につ
 いては、以下のとおりです。

<p>(該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。)</p> <p>1 保有個人情報の開示については反対しない。</p> <p>2 保有個人情報の開示については反対する。</p> <p>(1) 開示に反対する部分</p> <p>(2) 開示に反対する具体的理由</p>
--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

課（室・出先機関の）長



保有個人情報の開示について（通知）

先に照会しました_____に関する情報が記録されている保有個人情報の開示については、次のとおり開示することと決定したので、青森県個人情報保護条例第18条第3項の規定により通知します。

1 _____に関する情報の内容	
2 1のうち開示する部分	
3 2の部分を開示することとした理由	
4 開示請求に対する開示決定	年 月 日付け 第 号による個人情報（開示・一部開示）決定処分
5 開示を実施する日	年 月 日
6 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
7 備考	

教 示

4に掲げる処分について不服があるときは、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

4に掲げる処分の取消しの訴えは、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

課（室・出先機関の）長



保有個人情報の更なる開示の実施について（通知）

年 月 日付けで申出のあった保有個人情報の更なる開示については、次のとおり実施します。

1 開示する保有個人情報の内容			
2 保有個人情報の開示の日時及び場所 (注1)	日 時	年 月 日	時 分
	場 所		
3 担当課（室・所）	電話番号 () 内線		
4 備 考			

注1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課（室・所）へ御連絡ください。

2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、申出者本人であることを証明する書類等（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。

3 代理人が開示を受ける際には、2の書類等のほか、法定代理人の場合は法定代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本等）を、本人の委任による代理人の場合は本人の実印を押印した委任状及びその押印した実印に係る印鑑登録証明書を提示し、又は提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

口頭による開示請求受付処理表

個人情報取扱事務の名称 （試験等の名称）	
保有個人情報の項目 （試験順位、得点等）	
開示期間	年 月 日 ～ 年 月 日
担当課（室・所）	電話番号（ ） 内線

番号	請求年月日	請求者氏名	本人確認書類等	備考

注 代理人が請求する場合には、備考欄に本人の氏名を記入するとともに、法定代理人の場合は法定代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本等）の、本人の委任による代理人の場合は本人の実印を押印した委任状及びその押印した実印に係る印鑑登録証明書の提示又は提出を求め確認するものとする。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

総務部総務学事課長 殿

課（室・出先機関の）長



口頭による開示請求受付処理報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたので、報告します。

口頭による開示請求により開示した保有個人情報	1 個人情報取扱事務の名称（試験等の名称） 2 保有個人情報の項目（試験等の順位、得点等）
開 示 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
開 示 場 所	
開 示 件 数	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報訂正請求却下通知書

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、次の理由により訂正請求を却下します。

<p>1 訂正請求をした保有個人情報の内容</p>	
<p>2 却下の理由</p>	
<p>3 担当課（室・所）</p>	<p>電話番号 () 内線</p>
<p>4 備考</p>	

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 年 月 日 号

殿

青森県知事



訂 正 請 求 事 案 移 送 書

青森県個人情報保護条例第30条第1項の規定により、次の訂正請求について、事案を移送します。

1 訂正請求があった年月日	年 月 日
2 訂正請求者の氏名及び住所	氏 名
	住 所
3 訂正請求をされた保有個人情報の名称	
4 移送する理由	
5 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
6 備 考	

注 訂正請求書及び関係書類を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



訂正請求事案移送済通知書

年 月 日付けでなされた保有個人情報の訂正請求については、青森県個人情報保護条例第30条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

1 訂正請求をした保有個人情報の名称	
2 移送をした実施機関	
3 移送を受けた実施機関及び担当課（室・所）	電話番号 () 内線
4 移送をした日	年 月 日
5 移送をした理由	
6 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
7 備考	

注 移送された訂正請求に係る訂正決定等は、移送を受けた実施機関が行います。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



訂正等の決定通知期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、青森県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第29条第4項の規定により、次のとおり訂正等の決定通知の期間を延長したので通知します。

1 訂正請求をした保有個人情報の内容	
2 条例第29条第3項の規定による決定通知の期間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
3 延長後の期限	<p>年 月 日</p>
4 延長の理由	
5 担当課（室・所）	<p>電話番号 () 内線</p>
6 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 号
年 月 日

様

青森県知事



訂正等の決定通知期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、青森県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第29条第5項の規定により、次のとおり訂正等の決定通知の期間を延長したので通知します。

1 訂正請求をした保有個人情報の内容	
2 1のうち訂正請求があった日から60日以内に決定通知をする部分	
3 条例第29条第5項の規定を適用する理由	
4 残りの保有個人情報についての訂正等の決定通知の期限	年 月 日
5 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
6 備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 号
年 月 日

様

青森県知事



訂正等の決定通知期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、青森県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第29条第6項の規定により、次のとおり訂正等の決定通知の期間を延長したので通知します。

1 訂正請求をした保有個人情報の内容	
3 条例第29条第6項の規定を適用する理由	
3 延長後の期限	年 月 日
4 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
5 備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

指令 第 号
年 月 日

様

青森県知事



保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、青森県個人情報保護条例第29条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正をすることと決定したので通知します。

1 訂正請求があった 保有個人情報の内容	
2 訂正の内容	
3 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
4 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報一部訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、青森県個人情報保護条例第29条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部の訂正をすることと決定したので通知します。

1 訂正請求があった 保有個人情報の内容	
2 訂正の内容	
3 訂正をしない部 分	
4 3の部分の訂正 をしない理由	
5 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
6 備 考	

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、青森県個人情報保護条例第29条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正をしないことと決定したので通知します。

1 訂正請求があった 保有個人情報の内容	
2 保有個人情報の 訂正をしない理由	
3 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
4 備 考	

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



訂正実施通知書

年 月 日付けで訂正の通知をした保有個人情報については、青森県個人情報保護条例第31条第1項の規定により訂正を実施したので通知します。

1 訂正の内容	
2 訂正実施年月日	年 月 日
3 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
4 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 年 月 日 号

殿

青森県知事



訂正実施済通知書

年 月 日付けで提供した下記の保有個人情報について、次のとおり訂正を実施したので青森県個人情報保護条例第31条第2項の規定により通知します。

1 保有個人情報の内容	
2 訂正の内容	
3 訂正を実施した年月日	年 月 日
4 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
5 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報利用停止請求却下通知書

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、次の理由により利用停止請求を却下します。

1 利用停止請求をした保有個人情報の内容	
2 却下の理由	
3 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
4 備考	

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 号
年 月 日

様

青森県知事



利用停止等の決定通知期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、青森県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第35条第4項の規定により、次のとおり利用停止等の決定通知の期間を延長したので通知します。

1 利用停止請求をした保有個人情報の内容	
2 条例第35条第3項の規定による決定通知の期間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
3 延長後の期限	<p>年 月 日</p>
4 延長の理由	
5 担当課（室・所）	<p>電話番号 () 内線</p>
6 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 号
年 月 日

様

青森県知事



利用停止等の決定通知期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、青森県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第35条第5項の規定により、次のとおり利用停止等の決定通知の期間を延長したので通知します。

1 利用停止請求をした保有個人情報の内容	
2 1のうち利用停止請求があった日から60日以内に決定通知をする部分	
3 条例第35条第5項の規定を適用する理由	
4 残りの保有個人情報についての利用停止等の決定通知の期限	年 月 日
5 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
6 備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 号
年 月 日

様

青森県知事



利用停止等の決定通知期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、青森県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第35条第6項の規定により、次のとおり利用停止等の決定通知の期間を延長したので通知します。

<p>1 利用停止請求をした保有個人情報の内容</p>	
<p>3 条例第35条第6項の規定を適用する理由</p>	
<p>3 延長後の期限</p>	<p>年 月 日</p>
<p>4 担当課（室・所）</p>	<p>電話番号 () 内線</p>
<p>5 備 考</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、青森県個人情報保護条例第35条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。

<p>1 利用停止請求があつた保有個人情報の内容</p>	
<p>2 利用停止の内容</p>	
<p>3 担当課（室・所）</p>	<p>電話番号 () 内線</p>
<p>4 備 考</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報一部利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、青森県個人情報保護条例第35条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部の利用停止をすることと決定したので通知します。

1 利用停止請求があった保有個人情報の内容	
2 利用停止の内容	
3 利用停止をしない部分	
4 3の部分の利用停止をしない理由	
5 担当課（室・所）	電話番号 () 内線
6 備考	

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、青森県個人情報保護条例第35条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。

<p>1 利用停止請求があった保有個人情報の内容</p>	
<p>2 保有個人情報の利用停止をしない理由</p>	
<p>3 担当課（室・所）</p>	<p>電話番号 () 内線</p>
<p>4 備 考</p>	

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

審査請求処理簿

受付日	年 月 日 (来庁・郵送)		整理番号	年度 ー
区分	1 開示決定等 2 訂正決定等 3 利用停止決定等			
審査請求人	氏 名	(未成年者の親権者等・成年後見人・本人の委任による代理人)		
	住 所	〒		
	電 話 番 号	()		
原 処 分 等	年 月 日 (文書番号 第 号)			
	1 開示	2 一部開示	3 不開示	4 不作為
	1 訂正	2 一部訂正	3 不訂正	4 不作為
	1 利用停止	2 一部利用停止	3 利用不停止	4 不作為
審査請求の趣旨				
補 正	補 正 命 令	年 月 日 (文書番号 第 号)		
	補 正 書 提 出	年 月 日		
諮 問	年 月 日 (文書番号 第 号)			
審査会の処理経過				
答 申	年 月 日 (答申 第 号)			
答 申 内 容				
裁 決	裁 決 の 通 知	年 月 日 (指令 第 号)		
	裁 決 の 内 容			
担当課 (室)	電話番号 () 内線			
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県情報公開・個人情報保護審査会会長 殿

青森県知事



開示決定等
保有個人情報の 開示請求に係る不作為 に対する審査請求について (諮問)

青森県個人情報保護条例第36条第1項の規定により、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

- 1 審査請求に係る開示決定等 (開示請求に係る不作為) の対象となった保有個人情報の内容

- 2 開示決定等 (開示請求に係る不作為) をした具体的理由

- 3 関係書類
 - (1) 審査請求書の写し
 - (2) 保有個人情報開示請求書の写し
 - (3) 開示等の決定通知書の写し
 - (4) 第三者からの意見書の写し
 - (5) 審査請求の対象となった保有個人情報が記録されている行政文書の写し (不開示とした部分及びその記載内容が分かるもの)
 - (6) その他必要な書類

担当課 (室) 名	
電 話 番 号	()

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



開示決定等
に対する審査請求に係る諮問実施済通知書
開示請求に係る不作為

開示決定等
次のとおり、保有個人情報の 開示請求に係る不作為 についてなされた審査請求について、
青森県個人情報保護条例第36条第1項の規定により青森県情報公開・個人情報保護審査会へ諮問したので、
同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る 開示決定等	年 月 日付け 第 号による保有個人情報 (開示・一部開示・不開示) 決定処分
2 審査請求に係る 開示決定等の対象と なった保有個人情報の 内容	
3 審査請求があった 年月日	年 月 日
4 審査請求の趣旨	
5 諮問をした年月日	年 月 日
6 担当課 (室)	電話番号 () 内線
7 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 号
年 月 日

様

青森県知事



開示決定等
に対する審査請求に係る審理手続終結通知書
開示請求に係る不作為

開示決定等
次のとおり、保有個人情報の 開示請求に係る不作為 についてなされた審査請求について、
審理手続が終結したので、行政不服審査法第41条第3項の規定により通知します。

1 審査請求に係る 開示決定等	年 月 日付け 第 号による保有個人情報 (開示・一部開示・不開示) 決定処分
2 審査請求に係る 開示決定等の対象と なった保有個人情報 の内容	
3 審査請求があった 年月日	年 月 日
4 審査請求の趣旨	
5 審理手続を終結し た年月日	年 月 日
6 担当課 (室)	電話番号 () 内線
7 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県情報公開・個人情報保護審査会会長 殿

青森県知事



訂正決定等
保有個人情報の に対する審査請求について（諮問）
訂正請求に係る不作為

青森県個人情報保護条例第36条第1項の規定により、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

- 1 審査請求に係る訂正決定等（訂正請求に係る不作為）の対象となった保有個人情報の内容

- 2 訂正決定等（訂正請求に係る不作為）をした具体的理由

- 3 関係書類
 - (1) 審査請求書の写し
 - (2) 保有個人情報訂正請求書の写し
 - (3) 訂正決定等の通知書の写し
 - (4) 請求者から提示又は提出された書類等
 - (5) 確認結果記録
 - (6) 審査請求の対象となった保有個人情報が記録されている行政文書の写し（不訂正とした部分及びその記載内容が分かるもの）
 - (7) その他必要な書類

担当課（室）名	
電話番号	（ ）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



訂正決定等
に対する審査請求に係る諮問実施済通知書
訂正請求に係る不作為

訂正決定等
次のとおり、保有個人情報の 訂正決定等 についてなされた審査請求について、
訂正請求に係る不作為
青森県個人情報保護条例第36条第1項の規定により青森県情報公開・個人情報保護審査会へ諮問したので、
同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る 訂正決定等	年 月 日付け 第 号による保有個人情報 (訂正・一部訂正・不訂正) 決定処分
2 審査請求に係る 訂正決定等の対象と なった保有個人情報の 内容	
3 審査請求があった 年月日	年 月 日
4 審査請求の趣旨	
5 諮問をした年月日	年 月 日
6 担当課 (室)	電話番号 () 内線
7 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



訂正決定等
に対する審査請求に係る審理手続終結通知書
訂正請求に係る不作為

訂正決定等
次のとおり、保有個人情報の についてなされた審査請求について、
訂正請求に係る不作為
審理手続が終結したので、行政不服審査法第41条第3項の規定により通知します。

1 審査請求に係る 訂正決定等	年 月 日付け 第 号による保有個人情報 (訂正・一部訂正・不訂正) 決定処分
2 審査請求に係る 訂正決定等の対象と なった保有個人情報の 内容	
3 審査請求があった 年月日	年 月 日
4 審査請求の趣旨	
5 審理手続を終結し た年月日	年 月 日
6 担当課 (室)	電話番号 () 内線
7 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県情報公開・個人情報保護審査会会長 殿

青森県知事



利用停止決定等
保有個人情報の に対する審査請求について（諮問）
利用停止請求に係る不作為

青森県個人情報保護条例第36条第1項の規定により、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

- 1 審査請求に係る利用停止決定等（利用停止請求に係る不作為）の対象となった保有個人情報の内容

- 2 利用停止決定等（利用停止請求に係る不作為）をした具体的理由

- 3 関係書類
 - (1) 審査請求書の写し
 - (2) 保有個人情報利用停止請求書の写し
 - (3) 利用停止決定等の通知書の写し
 - (4) 確認結果記録
 - (5) 審査請求の対象となった保有個人情報が記録されている行政文書の写し（利用不停止とした部分及びその記載内容が分かるもの）
 - (6) その他必要な書類

担当課（室）名	
電話番号	（ ）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



利用停止決定等
に対する審査請求に係る諮問実施済通知書
利用停止請求に係る不作為

利用停止決定等
次のとおり、保有個人情報の 利用停止請求に係る不作為 についてなされた審査請求について、
青森県個人情報保護条例第36条第1項の規定により青森県情報公開・個人情報保護審査会へ諮問したので、
同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る 利用停止決定等	年 月 日付け 第 号による保有個人情報 (利用停止・一部利用停止・利用不停止) 決定処分
2 審査請求に係る 利用停止決定等の対 象となった保有個人 情報の内容	
3 審査請求があった 年月日	年 月 日
4 審査請求の趣旨	
5 諮問をした年月日	年 月 日
6 担当課 (室)	電話番号 () 内線
7 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様

青森県知事



利用停止決定等
に対する審査請求に係る審理手続終結通知書
利用停止請求に係る不作為

利用停止決定等
次のとおり、保有個人情報の についてなされた審査請求について、
利用停止請求に係る不作為
審理手続が終結したので、行政不服審査法第41条第3項の規定により通知します。

1 審査請求に係る 利用停止決定等	年 月 日付け 第 号による保有個人情報 (利用停止・一部利用停止・利用不停止) 決定処分
2 審査請求に係る 利用停止決定等の対 象となった保有個人 情報の内容	
3 審査請求があった 年月日	年 月 日
4 審査請求の趣旨	
5 審理手続を終結し た年月日	年 月 日
6 担当課 (室)	電話番号 () 内線
7 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

苦 情 申 出 処 理 簿

（実施機関が取り扱う個人情報）

受 付 日	年 月 日			
受 付 の 区 分	1 来庁	2 電話	3 その他（ ）	
受 付 者	課（室）所名		職氏名	
	電話番号 （ ）		内線	
苦 情 の 申 出 者	氏 名（ 名 称 ）		連 絡 先	
	住 所		電 話 番 号	
苦 情 の 申 出 に 係る個人情報の 担 当 課 等				
苦 情 の 申 出 の 内 容				
苦 情 の 申 出 に 対する処理内容				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。